

## 生涯学習分野に係る神奈川県教育委員会の後援についての取扱要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、本県の生涯学習の振興を図る上で特に有意義な事業の実施を奨励するため、神奈川県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が当該事業の後援を行う上で必要な事項を定めるものとする。

### (事業の後援)

第2条 教育委員会の後援名義の使用を承認する事業は、次に掲げる団体又は機関が主催者として行う事業とする。ただし、特定の政党・政治団体、又は宗教団体が主催者（実際に事業を実施する団体又は機関を含む。）として行う事業には承認をしない。

- (1) 国、地方公共団体、独立行政法人（中期目標管理法、国立研究開発法人、行政執行法人）又は地方独立行政法人（以下「国又は地方公共団体等」という。）
- (2) 公益法人（特例民法法人を含む。）、学校法人又は社会福祉法人
- (3) 国又は地方公共団体等が構成員となる実行委員会
- (4) 国又は地方公共団体等と密接な関係を有する団体
- (5) 本県の生涯学習施策の推進にあたり、密接な連携又は協力関係を有すると認められる団体
- (6) 本県の県政記者クラブの構成員である報道機関
- (7) 次のアからウの要件をすべて備えた団体であって、原則として申請のあった事業について、過去において十分な実績があり、教育長が適当と認めたもの
  - ア 組織及び役員その他の構成員が明確であること。
  - イ 事業の遂行能力があること。
  - ウ 原則として県内に事務所を有すること。

### (事業の内容)

第3条 教育委員会の後援名義の使用を承認する事業は、広く県民を対象として実施される公益的事業かつ本県の生涯学習の振興を図る上で特に有意義であると認められる事業であり、次の要件をすべて満たすものとする。

- (1) 後援することにより教育委員会の中立性に疑念が生じるおそれのある事業ではないこと。
- (2) 政治的又は宗教的活動と認められる事業ではないこと。
- (3) 営利又は資金集めを目的とする事業ではないこと。
- (4) 公の秩序又は善良な風俗に反するおそれのある事業ではないこと。
- (5) 参加者に過大な負担を強いる事業ではないこと。
- (6) 一の市町村の住民を対象とする事業ではないこと。
- (7) 参加者が少人数である事業ではないこと。
- (8) 県外で開催される事業（全国規模で実施されるもの及び近隣都県で実施されるものを除く。）ではないこと。
- (9) その他、後援を承認することが適当でないと思えられる事業ではないこと。

### (後援等の申請)

第4条 事業の主催者が当該事業の実施にあたり教育委員会の後援を求めようとするときは、事業開始日の1月前までに、後援名義使用承認申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添付して、神奈川県教育委員会教育局生涯学習部生涯学習課（以下「生涯学習課」という。）

に申請しなければならない。

- (1) 事業の開催要領又は企画書等の事業の概要を明らかにする書類
- (2) 定款、寄附行為、規約又は会則（事業の主催者が国又は地方公共団体等である場合を除く。）
- (3) 役員名簿（事業の主催者が国又は地方公共団体等である場合を除く。）
- (4) 申請事業の収支予算書（事業の主催者が国又は地方公共団体等である場合を除く。）
- (5) その他（過去に同様の事業を行っている場合は、前回実施時の事業案内、パンフレット、ちらし、プログラム、ポスター等）

（後援の承認の通知）

第5条 教育長は、前条の申請に基づき、後援名義の使用の承認をしたときは、後援名義使用承認通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

（承認の取消し）

第6条 後援名義使用承認通知書を交付した後に、事業の主催者が第2条に掲げる団体若しくは機関であると認められなくなったとき又は第3条に規定する事業と認められなくなったときは、その承認を取り消すものとする。

（事業の終了報告）

第7条 後援名義の使用の承認をした事業が終了したときは、事業の終了後1月以内に、後援名義使用事業終了報告書（第3号様式）に次に掲げる書類を添付して生涯学習課に提出しなければならない。

- (1) 事業の収支決算書
- (2) パンフレット、ちらし、プログラム等の事業の実施内容を明らかにする書類

附 則

この要領は、平成12年11月10日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年2月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年12月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年1月4日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年9月30日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年6月17日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。